審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令番号	昭和２８年法律第１４号
手続名	麻薬取扱者の免許（１）	根拠条項	第３条

審査基準

麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者（以下「麻薬取扱者」という。）の免許は、それぞれ麻薬業務所ごと、次の基準等に適合する場合に行う。

１　次に掲げるものでなければ、麻薬取扱者の免許を受けることができない。（麻薬及び向精神薬取締法第３条第２項）

①　麻薬卸売業者の免許については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定により薬局開設の許可又は医薬品の販売業の許可を受けている者であって、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの。

②　麻薬小売業者の免許については、医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者。

③　麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師。

④　麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師。

⑤　麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者。

２　次の各号のいずれかに該当する者には、麻薬取扱者の免許を与えないことができる。（麻薬及び向精神薬取締法第３条第３項）

①　第５１条第１項の規定により免許を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者。

②　罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、３年を経過していない者。

③　前２号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から２年を経過していない者。

④　心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。

⑤　麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者。

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)。

⑦　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの。

⑧　暴力団員等がその事業活動を支配する者。

＊厚生労働省令で定めるもの

精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間　１７日 標準経由期間　７日	目次No.	２１－１

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令番号	昭和２８年法律第１４号
手続名	麻薬取扱者の免許（２）	根拠条項	第３条

審査基準

３　麻薬の貯蔵、保管設備の基準等（麻薬及び向精神薬取締法第３４条）

麻薬取扱者の麻薬の貯蔵、保管設備等については、次の基準等に適合するものでなければならない。

①　麻薬保管場所

麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。

＊業務所内とは、薬局（調剤室)、薬品保管庫等のうち、人目に付かず、関係者以外の出入りがない場所。

②　麻薬保管庫

麻薬の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

＊堅固な設備とは、固定（ボルト等で）した金庫又は容易に移動ができない金庫（重量金庫）で施錠設備があるもの。

③　麻薬卸売業者の麻薬保管庫は、次によること。

イ　常時監視のできる警備体制が具備されていること。

ロ　人目のつかない位置に非常ベルの装置があること。

ハ　天井の高さは、180cm、床面積は 3.3 ㎡以上であること。

ニ　天井及び壁は、原則として鉄筋コンクリートで、厚さは 20cm 以上であること。

ホ　出入り口には鉄格子戸及び鉄扉があり、鉄格子戸及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは９cm 以上で内部に不燃材料をつめてあること。

ヘ　通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分に講ずること。

④　その他麻薬の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

４　麻薬取扱者の免許には、麻薬の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な場合には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

５　免許の申請及び添付書類等

麻薬取扱者の免許の申請は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第１条の規定によるとともに、上記１から３までの各事項について具備していることを示す書類その他審査に必要な書類等を添付し、麻薬業務所の所在地を管轄する保健福祉事務所へ２部提出すること。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間　１７日 標準経由期間　７日	目次№.	２１－２